

改悪された「コロナ特措法」「感染症法」の濫用を許さない

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に罰則を盛り込んだ改定法が2月13日施行されます。改悪法は、コロナ感染で苦しむ患者や関係者、事業者などに対して、罰則による強制などをおこなうもので、到底容認できるものではありません。

今回改悪された「感染症法」は当初案で、入院措置に応じない者等に1年以下の懲役・100万円以下の罰金、積極的疫学調査に対して拒否・虚偽報告等をした者に対して罰金刑を導入するとしていました。批判を受けて、刑事罰を行政罰（過料）に変更・修正しましたが処罰をもって強制することに変わりはありません。そもそも「感染症法」は、結核やハンセン病の患者・感染者に対する蔓延防止のためとして、正当な科学的根拠がないにもかかわらず、著しい人権制約がおこなわれてきた過去の苦い教訓を踏まえて作られた経緯があります。感染症の対策は、政府による十分な説明により、国民の理解と協力を求めることによって推進するべきものです。行政罰を用いて義務を強制することはこれに真っ向から反するもので本末転倒と言わざるを得ません。

また、改悪された「特措法」では、「まん延防止等重点措置」を新設して、緊急事態宣言前にも国会での審議なしに、都道府県知事が事業者に対して営業時間の変更等の措置を要請・命令することができ、命令に応じない場合は20万円以下の過料を科し、要請・命令したことを公表できるとしています。そもそも、緊急事態宣言の発出要件が極めてあいまいであるうえに、対象とされる地域や期間の基準も明確にされていないにも拘らず、行政にさらに専制的な権限を与えるものです。

法案が明らかになり、多くの医療関係団体から、罰則規定により検査の拒否や自主検査での結果を隠す事態が生まれかねず、結果的に感染の抑止を難しくさせるなどの懸念が表明されました。日弁連は今回の法「改正」に関する声明で「不用意な要請・命令及び公表は」「いたずらに風評被害や偏見差別を生み、事業者の名誉やプライバシー権や営業の自由などを侵害するおそれがある」と指摘しました。加えて、改悪法では、自粛協力に関して事業所が正当な理由なく、都道府県の要請に応じない場合には、自治体の立ち入り調査権が導入されており、行政が警察とともに立ち入りをおこなうなど、濫用の恐れがあります。いま、政府がやるべきことは、迅速で正確な情報の開示と、科学的根拠を持ったコロナ感染拡大を抑える対策であり、国民生活が安定して継続できるための補償をおこなうことであり、罰則により国民を縛ることはありません。

人権と民主主義を守ってたたかう国民救援会は、憲法で保障されている基本的人権を逸脱し、人権を蹂躪する改悪「特措法」及び「感染症法」の施行に際し、権力によるその濫用を許さず、監視を強化していくことを表明します。同時に、政府に対して、医療現場等への手厚い補償を含め、科学的な根拠にもとづく抜本的な対策を早期に講じることを求めます。

2021年2月12日

日本国民救援会
会長 望月憲郎